

緑の基本計画に記載できる都市公園の管理の方針等について

1 都市公園・特別緑地保全地区について

都市緑地法(抜粋)	都市緑地法運用指針(要旨)
第四条 (略) 2 基本計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。 一～二 (略) 三 地方公共団体の設置に係る都市公園の整備及び管理の方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項	4－(4)－④ ◎記載することが考えられる内容 ○エコロジカルネットワークの向上に資する管理を行う旨 ○主要な都市公園のマネジメント計画を策定する旨 ○住民や NPO 法人等との協働による都市公園の管理の方針について記載する ○公園施設の点検方針や、長寿命化計画に基づいて計画的な補修等を行う旨 ○公募設置管理制度や PFI 制度、公園の活性化に関する協議会制度の活用の方針等、官民連携の方針 ○人口減少に対応した観点から都市公園の統廃合や機能再編を検討するに当たっては当該検討方針
四 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項で次に掲げるもの イ 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項 ロ 第十七条の規定による土地の買入れ及び買い入れた土地の管理に関する事項 (以下、略)	4－(4)－⑤ ◎緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項 ○必要に応じ定めるものであり、特別緑地保全地区の緑地特性に応じ、当該緑地を保全するため必要となる施設（土砂崩壊防止施設、散策路、休憩所等）を定めることが考えられる。 ○行為の規制の適用除外となることから、施設整備について、市長がその適合性の判断に必要な内容を定めることが望ましい。 ◎第17条の規定による土地の買入れ及び買い入れた土地の管理に関する事項 ○緑地特性に応じて県と市等の役割分担を定めるとともに、買い入れた土地の管理の方針を定めることが望ましい。 ○例えば、屋敷林等の住民に身近な小規模な緑地は市区町村、大規模な河川沿いの連続した崖線の斜面緑地等複数の市区町村にまたがる大規模な緑地については県が、というように、緑地の特性に応じて土地の買入れを行う者を定めることが考えられる。 ○買い入れた土地については、例えば、a. 樹木の整枝、枯損木処理に重点を置くこと、

都市緑地法(抜粋)	都市緑地法運用指針(要旨)
	b. 住民の自然とのふれあいの場として公開すること、c. 動植物の生息地又は生育地となる空間を保全し生物多様性を確保すること等買い入れた土地の管理の方針をあわせて定めることが望ましい。

2 歴史的風土保存計画・近郊緑地保全計画について

都市緑地法(抜粋)	歴史的風土保存計画
—	(別紙 鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画 参照)
都市緑地法(抜粋)	近郊緑地保全計画
第四条 (略) 3 基本計画は、環境基本法第十五条第一項に規定する環境基本計画との調和が保たれるとともに、景観法第八条第二項第一号の景観計画区域をその区域とする市町村にあつては同条第一項の景観計画との調和が保たれ、かつ、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即し、都市計画法第十八条の二第一項の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するとともに、<u>首都圏近郊緑地保全区域をその区域とする市町村にあつては首都圏保全法第四条第一項の規定による近郊緑地保全計画に、(中略) 適合したものでなければならない。</u>	(別紙 円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画 参照)

(参考) 都市公園法

(都市公園の管理基準) 第三条の二 都市公園の管理は、政令で定める都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準(都市公園の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含む。)に適合するように行うものとする。 2 基本計画(地方公共団体の設置に係る都市公園の管理の方針が定められているものに限る。)が定められた市町村の区域内において地方公共団体が都市公園を管理する場合には、当該都市公園の管理は、前項に定めるもののほか、当該基本計画に即して行うよう努めるものとする。
--